

第1回岐阜県食品安全対策協議会
議事要旨

- 1 日時：平成24年8月1日（水）13：30～15：30
- 2 場所：岐阜県図書館 2階 研修室
- 3 出席者

区 分	団 体 名	役 職 等	氏 名
学識経験者	岐阜大学応用生物科学部	教授	前澤 重禮
	(社)岐阜県栄養士会	副会長	高木 瞳
	岐阜県議会議員	厚生環境委員長	松岡 正人
消費者	全岐阜県生活協同組合連合会	専務理事	河原 洋之
	岐阜県食生活改善推進員協議会	会長	羽場 富子
	岐阜県生活学校連絡協議会	副会長	大島 愛子
	消費者（公募）	消費者代表	齋藤 由美
	消費者（公募）	消費者代表	北瀬 恵美子
	消費者（公募）	消費者代表	林 円
生産者	全国農業協同組合岐阜県本部	副本部長	藤井 里樹
	岐阜県養豚協会	会長	水野 良則
	(社)岐阜県食品衛生協会	会長	北野 茂樹
	なずな農園	代表	武山 洋子
流通業者	(株)岐阜魚介	代表取締役社長	坂井田 清
	(株)バロー	商品安全保障室	橋本 保正

4 議題

- (1) 会長の互選
- (2) 副会長の互選
- (3) 「食品の安全性の確保等に関する報告（案）」について
- (4) 「岐阜県食品安全行動基本計画の中間見直し（案）」について
- (5) 協議会の2年間の活動計画（案）について

5 議事要旨

(野池真奈美技術課長補佐 (生活衛生課))

ただいまから、平成24年度第1回食品安全対策協議会を開催いたします。

なお、本日の発言内容につきましては、議事要旨として記録し、公開させていただきます。後日事務局よりご確認をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

(石原健康福祉部次長)

皆さんこんにちは。健康福祉部次長の石原です。

大変暑い中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

また、平素は岐阜県の食品安全行政の推進に対し格別のご理解ご協力をいただいています。この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

この食品安全対策協議委員会は、設置から10年が経ち、今年で11年目に入りましたが、わたしどもの位置づけとしましては、多少大げさな表現になるかもわかりませんが、この協議会は、岐阜県の食の番人である、と思っています。

今日も、いろんな報告や食品安全の計画の中間見直しなどの説明をさせていただきますけども、厳しくチェックをしていただきまして、いろんな角度からご意見ご指摘をいただければと思っています。

食を取り巻く環境は、年々、いろいろ多様化、複雑化しています。

福島原発事故から今、1年と5ヶ月くらい経とうとしているところですが、放射能汚染、食品の汚染の問題はいまだに終息する状況ではありません。

これはかなり長期的に向き合っていかなざるを得ない問題ではないかと思っています。

この7月からは、腸管出血性大腸菌の関係で食中毒の恐れが非常に高いということで、牛の生レバーの提供が禁止されるということになりました。これも食をめぐるひとつの問題ではないかなと思っています。

そのほか関連する事項として、少子高齢化が進む中で、農業従事者が大変な勢いで高齢化しているという食の生産にまつわる問題もありますし、それからTPPの交渉の行方がどうなっていくのか、そんな話題があります。

輸入食品については、いつ何時どのような問題が起こるかわからない。

また、高齢者の方の食の問題は、低栄養というようなことも最近言われています。宅配のお弁当や食材のこと、それから若い人の外食とかコンビニのお弁当のこと、それからいろんな施設において給食が出されてくるわけですが、いわゆるパブリック・フードの問題についてどう取り組んでいくのか。

食品の安全に絡む問題というのがどんどんいろんな展開をしているという状況ではないかと思っています。

その中で、提供される側の法令遵守の精神とか、そういったことにどういう風に向き合っていくのか、非常に大きな課題であろうかと思っています。

このように食の安全の問題が、いろんな場面で展開していますので、ますますこういった会議でいろいろな角度からご検討いただくということが重要だと思っています。

特にこの会議は、生産者の立場の方、消費者の立場の方あるいはいろんな食に関わる活動をしておられる方、そして行政が一同に会して意見交換するということが非常に貴重な場ではないかなと思っています。

わたしも岐阜県は食品安全の基本条例を全国に先駆けて作ったということで、食品安全に関しては、進んでいるほうの県ではないかなとそんな風に一応思っておるわけですが、これはやはり普段の努力を続けてこそ、そういうことが言えるわけでありまして、こういった場の中で皆さんからの忌憚のないご指摘をいろいろいただいて、それをわたしも行政の中で反映させていきたいと思っています。

どうか今日、活発な意見交換をさせていただきますようお願い申し上げます、最初の挨拶とさせていただきます。

(野池真奈美係長 (生活衛生課))

では、議事に入る前に資料のほうの確認をさせていただきます。

本日の資料は、会議の次第、この協議会の設置要綱、岐阜県食品安全基本条例、それから資料1から5まで、そして最後にチラシ2種ということで合計10種類の資料をご用意させていただいています。ご確認をお願いします。

もし過不足等あれば後ほど事務局までお申し出下さればと思います。よろしくをお願いします。

さて、この協議会ですけれども、お手元の設置要綱にもありますとおり、平成24年、25年度の2年間を皆様の任期としてお願いをしています。

皆様の委嘱状は卓上にお配りしています。すでにお渡しした松岡委員を除きまして、みなさま机前にお配りしています。どうぞお納めください。

さて、本日は最初の会議ということになりますので、会長の選任までは、事務局の方で進行を進めさせていただきます。よろしくをお願いします。

(加藤樹夫食品安全推進室長 (生活衛生課))

事務局を預かっています岐阜県生活衛生課食品安全推進室長の加藤樹夫と申します。

わたしの背後に並んでいますのは、県庁関係課の担当者です。

県では、岐阜県食品安全・安心推進本部という内部組織を作っていて、各課連携して、食品安全の推進に取り組んでいます。

このため、推進本部関係課の担当者も毎回この協議会に参加させていただき、意見交換を行わせていただいています。

さて、岐阜県食品安全対策協議会設置要綱により、会長・副会長は委員のうちから互選することとなっています。

会長の互選の方法についてご意見はありますか。
ないようですので、事務局から会長を指名させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

では、前期、副会長を務めていただきました前澤委員に会長をお願いしたいと思いますがいかかでしょうか。

(拍手多数)

それでは、前澤先生、会長席の方へ、よろしく申し上げます。

では、以後の進行につきましては、前澤会長をお願いいたします。

(前澤会長)

ただいま会長を仰せつかりました、岐阜大学の前澤です。よろしく申し上げます。

ご紹介いただきましたように、わたしは過去、この協議会で副会長を務めさせていただきました。

皆さんの意見を十分吸い上げながら、県の行政につなげていきたいと思えます。どうぞよろしく申し上げます。

では、議題の(2)、副会長の互選をしたいと思えます。

互選の方法についてご意見はありますか。

ないようですので、わたしの方から指名させていただきたいと思えますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

では、前期に引き続き、高木委員に副会長をお願いしたいと思えますがいかかでしょうか。

(拍手多数)

それでは、高木先生、副会長席の方へ、よろしく申し上げます。

高木先生、ひとこと申し上げます。

(高木副会長)

岐阜県栄養士会の副会長の高木と申します。

これまでもこの会に参加させていただいていました。栄養士ということでわたしたちが担う責任は大変大きいのですが、生産とか、消費者の立場の方の情報や意見を聞きながら、わたしたちが有機的に活動できるように、この場で学び、栄養士会のほうに反映してがんばっていきたいと思っています。よろしくお願いします。

(前澤会長)

さて、今日は最初の会議ですので、委員の皆さんに自己紹介をお願いしたいと思います。

せっかくですので、お名前だけではなく、食品安全に関し気になっていることなども、お話ししていただきたいと思います。

では、順に、よろしくお願いします。

(河原委員)

岐阜県の生活協同組合の連合会の河原と申します。よろしくお願いします。

この協議会は僕も参加させていただいて、少しいろいろ言わせていただきました。

今一番どうしても気にかかる問題は放射能です。

どんな風に今後きちんと終息していくのか、または監視されているのか、というのが非常に消費者としても興味というか不安が多いのかなと思っています。岐阜県の中でどうやっているのかという中身がわかればいいかなと思っています。

(羽場委員)

わたしは岐阜県食生活改善推進員協議会の会長を仰せつかっています羽場と申します。よろしくお願いします。

わたしたちの事業というのは、調理実習を伴いますので、まずは食品の安心、安全っていうのをキーポイントにおきまして、指導してまいりたいと思いますので、そのところをきちんと学んでまいりたいと思っています。よろしくお願いします。

(大島委員)

わたしは岐阜県生活学校連絡協議会副会長をやっています大島愛子と申します。

前任の金山会長が非常に素晴らしい方で、今日ここに来ることに非常に躊躇いたしました。そしていろいろな資料をいただきまして、もう大変すばらしく

て。安全、安心で地産地消など知りませんでしたけれど。

生活学校でも、ところによっては地産地消もやりますし、放射能の危険性、石油のボトル削減も取り組んでいますけれど、今日1日皆様方の素晴らしいご意見を聞きながら勉強させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(齋藤委員)

消費者代表の齋藤です。

わたし、企業に10年間勤めていまして、その後退職し、出産し、今子育て中の主婦です。

そんな中で、企業と消費者と行政と全部を担う、生活アドバイザーという資格を取りまして、そういった3者をつなぐような仕事を今後もしていきたいなと思っています。

その中でも、子育てをしていますので、一番食生活に興味がありまして、このような会に出席できることを光栄に思っています。

いろいろな知識をお持ちの先生方がたくさんいらっしゃいますので、ここで勉強させていただいて、また、消費者としては表示の適正とか、放射能の問題ですとか、行政がどれだけ関わっているか、そしてどのように消費者に伝わっているのか、消費者の側から見てみたいと思いますのでどうぞよろしくお願いします。

(北瀬委員)

消費者代表の北瀬です。わたしは、つい最近までは畑だったとか田んぼだったなという所がコインパーキングになったりとか、民家が変わっていたりとかして、岐阜に越してきたとき、何てきれいな川があつてなんてきれいな土地があるところなのだろうって思ったのに、すごくもったいないなと思ったのですね。

食の安全というのは、見えるところから安全ってわかっていくものだと思うし、生産者だとか、あ、ここでこういうものが作られているのだ、ここでこういう風にご苦労なさっているのだから安全なんじゃないかなと思いつつながら、すごくもったいないと思って日々車を走らせているので、こういう会に参加に参加させていただいて、いろいろな方面から食の安全ということを見さしていただければうれしいなと思います。よろしくお願いします。

(林委員)

同じく消費者代表として参りました林と申します。わたしはコープ岐阜の協議委員として活動していました。

というのも消費者として、家庭を預かる主婦として、食の安全に興味がありまして、それからコープ岐阜の活動にどっぷり浸かっていまして、地域の方にも食に関する学習会とかを広く呼び掛けて参加していただいています。

自分が得た知識というのを自分だけにとどまらず、家族のみならず、地域の方にも還元ということで、勉強させていただいたことを今還元しているような状況です。内閣府の食品安全モニターもしています。

それから岐阜県が、全国に先駆けて食品表示ウォッチャーを設置したのですが、けれども、そちらも、初年度からやらせていただいています。

で、わたしが今感じているのは、食品表示ウォッチャーのことです。

初年度のときは月々に報告する枚数とかがありましたので、一生懸命、県の方からは日々のお買い物の中で気になったことを報告していただければいいですよというスタンスが10年くらい変わってないのですが、やっぱり月に2枚出すってなると本当に真剣に、毎月1日や2日は店舗に行って、見るようにしていました。

しかし、今は義務ではなくて、本当に1年に1回ないし2回、この資料にもあるのですが、130名設置されているのですが、本当に報告される方が少なく、設置しても意味がないような気がしています。

義務化するような方向になると、もうちょっと声が拾えるのではないかなと思っています。よろしくお願いします。

(藤井委員)

全国農業組合連合会の岐阜県本部の藤井です。JA全農岐阜とかJA岐阜本部とか、そういう略称で呼ばれています。ご承知のとおり、JAグループ、農協の一員です。

われわれの業務は、生産と消費をつなぐ流通関係、それから生産に関わるいろんな生産資材、農機、農薬を販売しています。

県内で採れます米をはじめ、園芸、畜産物などの販売をさせていただいています。このように、いろいろな仕事をしています。

一番気になるのはTPPの問題で、非常に関心の高いところです。

TPPにはJAグループを挙げて反対をしています。

これは農業だけにとどまらず、関連する食品、あと医療、そういったさまざまなことに関係してくる問題です。より深く考えながら、行動していきたい、国の方にも意見を述べていきたい、こんなことを今思っています。

また今後いろいろとお知恵を拝借したいと思います。よろしくお願いします。

(水野委員)

岐阜県養豚協会の水野です。よろしくお願いします。

今、わたくしたち生産者として一番危惧していますのは、アメリカの干ばつです。穀物の6割がダメになるかもしれないという話を一番懸念しています。

また、今、円高が78円まで進んできています。去年の円高で、輸入されてくる鶏肉、豚肉、牛肉が、日本の生産者に大打撃を与えている中、穀物の干ばつという問題があり、非常に頭が痛いところです。

今、県内で養豚の経営をしているわれわれの仲間は38農場にまで激減しています。その中で、岐阜県の消費者の皆様のために国内産、県内産を守って、安心して食べていただけるような豚肉を、仲間と一緒に一生懸命作っています。こんな状況で今、経営をしています。よろしくお願いします。

(北野委員)

岐阜県食品衛生協会の会長をしています北野です。

今、保健所から営業許可を受けているのは、県内で2万3千から4千くらいの業者です。いろんな業種があります。

われわれの一番の問題は食中毒の事故があるということです。最近では、O157で食肉店で食中毒が起こるということがありました。

一番多いのはノロウイルスの食中毒です。これは冬場に多いのですけれども。

このため、施設の衛生管理、従業員、従事者の健康管理の重要性について、常に啓蒙、情報発信をし続けています。

特に、今年は9月からぎふ清流国体が始まります。全国各地からたくさんの方が岐阜県に見えますので、とにかく、事故があってはならない。

われわれには安心な食べ物を提供するという大きな役目がありますので、いっそう注意を喚起し、楽しく皆さんに来ていただいて、おもてなしの心を持って対応し、帰っていただくようにしたい。このように清流国体に関わっていきたいと思っています。よろしくお願いします。

(武山委員)

有機、無農薬の野菜を作っています、なずな農園の武山と申します。

3. 11の放射能の問題を一番肌で感じたのは、東京に野菜を送っている中で、各務原で放射能が出ているからお宅の野菜は要りませんと言われた時です。場所はちょっと違いますと言ってもダメでした。

ある程度の放射能の影響はあるのだろうなということで、先日、東京の方へ土、肥料を送り、放射能検査をしました。何も出ませんでした。そういうことをホームページにも載せています。

東京の赤ちゃんのいるお母さん方、小さいお子さんをお持ちのお母さん方、

こういう方が、安全な野菜を非常に求めておられます。

岐阜県の安全な無農薬の野菜を送りたいという一業者の方がお見えになられました。その趣旨に乗って野菜を出すことにしたところ、東京では放射能の表示は当たり前ということだそうで、それで土を測ってもらって何も出なかったという話です。

地元のスーパーとの取引で、以前、有機の表示なんかしなくていいよと言われたことがあり、その時にはわたしの方がびっくりしました。そのときは、有機の調査が入るからめんどくさいのだろうなどと思っていましたが、地元スーパーの人事異動で、千葉県から赴任された店長さんは、今回の放射能の問題の影響で、きちんと有機及びぎふクリーンシールも表示してくださいというように変わりました。

そのことにより売上もちょっと右肩上がりになってきたな、と思っています。若いお母さん方、乳呑児を抱えた方というのは食の安全に非常に敏感です。

若いサラリーマンのような方が、農業を教えてくださいと言って、今3人研修に来ています。

でも全員農地がないのです。食の考え方はあっても、実際に農業をやれるまでの道筋がなかなか大変なのだなというふうに思っています。

また、実際に農業をやっても食べていけないというもどかしさを感じています。「あ、やっぱり武山さんだめです」といって毎年農業を辞めていきます。もったいないな、残念だな、と思っています。

(坂井田委員)

岐阜魚介の坂井田です。初めて出席させていただきます。よろしく申し上げます。当社は、中央卸売市場における水産物の卸売会社ということで、岐阜市民に安心して安全な水産物を安定的に供給するという仕事を担っています。

放射能の影響、これは今後5年、10年のスパンで、水産物にも影響が出てくるだろうと思います。

ただ、各県単位、各漁協単位での検査はかなり徹底的に行われていますので、むしろわれわれは、いかに岐阜に入ってきている水産物が安心して安全なのかということを消費者の皆様方にアピールをして、魚食を増やしていきたいと考えています。

(橋本委員)

株式会社バローの橋本と申します。わたしは本社の商品部というところで、食品の安全性とコンプライアンスについて担当させていただいています。

わたしたちは岐阜県を発祥とする会社として、現在180店舗くらいのスー

パーマーケットの展開をさせてもらっています。そのうち60店舗くらいを岐阜県内で展開させてもらっています。

県内の食品の安全については、非常に責任を負っていると認識しています。

消費者の皆様にお答えできるような、安全・安心に対する取り組み、活動は、まだ不十分ですけれども、努力しているつもりです。

こういう仕事をしていて個人的によく感じることは、何か事故や事件が起きたときや、放射能の問題のような、食の安全・安心に関わるが出てきたときに、消費者の皆様とわれわれ流通事業者と行政の三者の知識の差、認識の差によって非常に誤解が起きているのではないかということです。

お客様からダイレクトにご意見を伺う際にも、情報の差によって、お客様が誤解をされている、あるいはわれわれの認識が足りない、ということを非常に感じます。

その辺のギャップを、この会を通じて、お互いに埋めていければいいなと思っています。よろしくお願いします。

(松岡委員)

岐阜県議会議員の松岡です。厚生環境委員会の委員長がこの委員になるということで、参加させていただいています。

県議会としても、食品安全基本条例、基本計画の設定に関して、わたしひとりではなく、議会全体として、岐阜県の食の安全を守れるように努めてまいりたいと考えています。

わたし個人としては、食は生活の原点だと思っています。

ただ、あまりにも消費者の意識のばらつきが大きいこと、また、生産者の方の厳しい環境の中で、食料自給率がどこまで行っても上がってこない。こういうことが日本の食生活の安全を脅かしていることではないかと思っています。

県庁の職員さんが、今日、各方面から、農政、環境生活、健康福祉と参加されていますけれども、県議会としても推進できるようがんばってまいりますのでよろしくお願いします。

(前澤会長)

ありがとうございました。

では、自己紹介も済みましたので議事に入っていきたいと思います。

基本的に、この会議は、先ほど健康福祉部次長は、食の番人であると言われましたが、県には方針があって、本日議論を重ねていくわけですけれども、県の食の安全に関する施策の進め方に関し、いろんな決まり、目標、そういった現状の報告、それに対する皆さんのご意見をお伺いしたいですし、食の番人と

して、ルール、マニュアルを作っていかなければならない、そういった中で皆
さんのご意見を伺いたい。

すなわち、県行政に皆さんの意見をどのように反映させていくのか、非常に
難しいところなのですけれども、いろいろみなさんにご意見があることは理解
しました。それを実効ある形にするためには、行政の中に組み込まなければな
らない、そういったところで、皆さんにご協力いただきたい。この辺のところ
をご理解いただいて発言いただけるとありがたい。

では、議題3「食品の安全性の確保等に関する報告（案）」及び議題4「岐阜
県食品安全行動基本計画の中間見直し（案）」について、一括して事務局から説
明をお願いします。

（加藤樹夫食品安全推進室長（生活衛生課））

議題（3）、（4）の「食品の安全性の確保等に関する報告（案）」「岐阜県食
品安全行動基本計画の中間見直し（案）」につきまして、資料1から4により説
明いたします。

資料1は報告書案、資料2は資料1の参考資料、資料3は計画の中間見直し
案、資料4は中間見直し後の計画案の全文です。

計画が新たな状況に適応していくため、5年間の中間の時期に見直しをする
こととなっており、今年度がその年にあたっています。

今回の中間見直しは、みなさんご承知のとおり「食品の放射性物質汚染」な
ど、計画策定時にはなかった行政上の課題が主なものとなります。

では、資料1「報告案」 ページをめくって、目次後の1ページをご覧ください。

今期の委員の方16名みえますが、その中、11名が新任の委員の方です。
はじめに、県の食品安全の取り組みの経緯から説明したいと思います。

今からさかのぼること、10年以上となりますが、全国的な食生活を揺るが
す大事件が起きました。平成13年のBSE、いわゆる狂牛病の国内発生。
それから、雪印、日本ハムといった大企業の国産と輸入等牛肉偽装、農産物の
無登録農薬使用問題などが続発しました。中国製冷凍ほうれん草から基準オー
バー農薬ということもありました。

これらを契機として、ご存知のとおり食品安全基本法ができ、食品衛生法の
大改正が行われました。このころから盛んに言われ出したのが、「消費者のため
の食の安全・安心」という言葉でした。

一方、身近なところで生産された農産物を身近な人たちに供給する朝市や農
産物直売所、道の駅が脚光を浴び出していました。しかし、岐阜県内で、農薬
の使用違反による健康被害が起りまして、全国初のものとして、県民代表で

ある県議会議員さんたちによる岐阜県食品基本条例が、全国に先駆けて制定されました。

お手元の条例全文には、岐阜県における食品の安全・安心に関する基本的な方針が定まっています。

この条例第15条には、中立、透明性のある行政と県民の意見が反映される機会を設けることが掲げられ、そのひとつとして食品安全対策協議会が生まれました。いわば、この協議会は、県民による、県民のための食の番人の役割を担う場であるともいえます。

中立、透明性の一環として、第20条に基づき、岐阜県食品安全行動基本計画という5年間の計画を作成しています。ここには、施策や業務の具体的な項目とその達成すべき目標値を示したうえで、それを実行し、そして、毎年度、実施結果をとりまとめ、県民代表の岐阜県議会に報告書を提出しています。

では、これまでのこうした取り組みから、どんな成果が生まれたか、ということですが、まずは、表示偽装やミスがないよう食品表示では、食品安全対策モニター、食品表示ウォッチャーを活用しながら、行政、業者、県民のあらゆる方向から適正表示の推進を図れたこと。

なお、林委員のご指摘のとおり、食品表示ウォッチャーははじめは報告件数を定めてお願いし、図書券などをお渡ししていました。しかし、財政が非常に厳しくなってきたため、ボランティアとしてやっていただくということに変わりました。ボランティアとはいえ県民の方にあまりご負担をかけてはいけないという意見もあり、報告義務を外し、任意に報告していただくこととしました。任意にした結果、報告件数は減ってきており、昨年度の協議会でも指摘を受けました。今年度から、報告件数が増えるよう、ウォッチャーの方に食の安全に関する情報を提供し、関心を持って表示を見ていただけるようにしようという取り組みを行っています。今後もいろいろ工夫していきたいと思っています。

次に、国が20年7月をもって、20カ月齢以下のBSE検査の国庫補助を廃止したときも、岐阜県民の安心のため、全国でも一番に「全頭検査」継続を決めたのは岐阜県でした。

残留農薬のポジティブリスト制度が開始されて以来、岐阜県の検査体制の飛躍的な充実や、ぎふクリーン農業の推進がなされ、文字通りクリーンで新鮮な農畜産物の提供に、この協議会のご意見は生かされています。

さらには、県民との情報共有と意見交換の機会であるリスクコミュニケーションの推進、定着化推進についても、この協議会の大きな成果であるといえると思います。

とくに、昨年度は、放射性物質の汚染をうけ、いち早くミニシンポジウムを

県内各地で行い、本来のシンポジウムでは、この協議会の委員の方々にパネリストになっていただき、まさに、偏りのない情報提供と意見交換が実現でき、県民の大きな反響を呼びました。

まだまだ詳細な成果はあるとは思いますが、この対策協議会は、「県の食の安全・安心」を支える位置づけにあるということがおわかりいただけたかと思います。

さて、資料1は「食品の安全性の確保等に関する報告（案）」で、県の施策の県民への情報提供の一覧であり、議会に提出する報告書の案であります。

資料1の2ページの一番右上をご覧くださいと、21、22、23、24、25という数字が書かれた図があります。

現在の食品安全行動基本計画は、平成21年度から25年度までの5年間の計画で、昨年度の23年度は、計画の中間年度に当たりました。

今回の報告書は、21年度から23年度までの3年間の中間評価を6ページまで、第1章にまとめています。

資料1の7ページ以降は、第2章として毎年度の報告「平成23年度の実績報告」となっています。

それでは、第1章を少し詳しく見ていきますと、2ページから6ページまでに、9つの項目にまとめて評価を記載しています。

この9つの項目というのは、岐阜県食品安全基本条例第10条から18条に、9つの「施策の基本」が定められています。それに対応する形で行動計画を作成しています。

さて、2ページ(1)の「安全な食品の生産」をご覧ください。

安全で環境にやさしいぎふクリーン農業の取り組みが、グラフでわかるように順調に増えています。ただし、課題と対策にあります。まだ認知度が低いなどもあり、ご意見などいただけたらありがたいです。

次の農薬、動物用医薬品については、適正使用が徹底されており、3年間の基準違反はありませんでした。

(2)の「検査及び監視の体制の整備」につきましては、食品関連施設に対し厳格に監視指導をしており、食品衛生法違反について、営業停止、回収など行政処分を行っています。

また、残留農薬、BSE、遺伝子組換え食品、食品添加物、残留動物用医薬品、健康食品の多くの食品検査を行っています。いずれも、健康影響リスクは、レベルとして低い程度に保たれていると考えています。

3ページについてですが、昨年3月に福島原発事故、食品の放射性物質汚染という問題が発生し、現在も続いています。

23年度は、県は県産品の検査やシンポジウムなどに取り組みました。

食品の放射性物質汚染は、長期的に向き合っていかなざるを得ない重大な問題です。

けれども計画には具体的に「放射性物質」という記述がありませんでした。

そこで、見直しでは、計画に「食品中の放射性物質の検査」を位置づけることとしています。

申し訳ありませんが、資料3をご覧ください。冒頭に追加した「アクション」の部分がありますし、9ページに、県内に流通する食品について、放射性物質検査を年間80検体行うこととした具体的記載があります。

今年度は東日本産及びその周辺の農畜水産物を80検体検査する予定です。

資料1に戻ります。4ページの(3)の「適正表示の推進」ですが、7月、12月を食品表示強化月間に定めたり、県民130人に表示ウォッチャーになっていただきながら、食品表示の検査を行っており、違反者には厳格に対応しています。

(4)の「県民と食品関連事業者の信頼確保」につきましては、食品関連事業者に対する講習会でコンプライアンス、法令遵守意識の向上に努めています。

また、セミナーや収穫体験など、生産者と消費者の交流に努めています。

地産地消の推進を図る指標として、(5)の「学校給食における県内産野菜の利用量」を使っています。

中間目標値1,000トンに対して、平成23年度実績は922トンであり、下回りました。

中間見直しでは、資料3 その他の項にありますが、学校給食における野菜の総使用量自体が減少していることから、最終目標値を1,100トンに下方修正することとしています。

その下の記載、米トレーサビリティ法に基づく監視指導についてですが

もともとこの法律は、食用にはいけない米を食用として転売する悪質な事業者がいた、いわゆる「事故米流通の事件」を受けて作られた新しい法律で、平成23年7月に完全施行されました。

トレーサビリティとは「跡をたどることができること」という意味で、米や、もちやだんごなど米を原材料とする食品について、事業者取引の記録の作成と保存を義務付けるとともに、一般消費者に産地情報を伝達することを義務付ける法律です。

米の産地・流通ルートを明らかにし、より一層、安心して米を食べることができるよう、米トレーサビリティ法に基づく監視指導を徹底することは、非常に重要です。今回の計画の中間見直しで、計画に追加することとしています。

具体的には、資料3 7ページに記載がありますとおり、年間500件の立入検査を行うこととしています。

資料1に戻りまして、5ページ(5)の「積極的な情報開示及び知識の普及」では、健康食品県民講座の参加者数が減っているため、他機関との共催などを検討して推進して参りたいと考えています。

(6)の「県民の意見の反映」については、シンポジウムや意見交換会を継続的に行っています。県にご意見をいただく食品安対策モニターの確保が難しく、課題となっています。ちなみに、今年度のシンポジウムは、11月13日(火)図書館で開催を予定しています。

6ページ(7)の「危機管理体制の整備」については、県は食品安全連絡会議を設置し事業者と行政で情報交換を行っています。

また、食品緊急情報メールという仕組みを作り、3年間で475件の食品の自主回収情報などを配信希望者に配信しています。

その他(8)「調査研究の推進等」、(9)「食品の安全性に関わる人材の確保及び育成」については、研究の推進や、研修会などによる職員の知識と技術の向上に努めているところであります。

資料3の1ページをごらんください。

計画の中間見直しの内容は、これまでに説明いたしました食品の放射性物質検査、米トレーサビリティ法に基づく監視指導、学校給食における県内産野菜の利用量の数値目標の見直しのほか、若干文言の修正や、古い情報の更新を行うこととしています。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

(前澤会長)

発言したい方はいらっしゃいますか。

(林委員)

岐阜県は県民の安全のためBSE全頭検査をやっていると聞いていますが、プリオンの潜伏期間は長くて、20か月より若い牛には、検査しても出にくいとも言われます。また、飛騨牛のような霜降り肉は成熟牛を食べるということですから、若い牛に対するBSE検査は、わたしは専門ではないのでわかりませんが、無駄ではないのかなと思っています。

検査は税金でやっているのですから、税金を支払っている納税者の方をどういうふうに考えていらっしゃるのか。

岐阜県には、飛騨牛というブランドを守るといってもあると思いますが、プリオンのことを考えると、意味がないのかなと常々疑問に思っていましたので、この機会にお聞かせ願えればと思います。

(前澤会長)

今、おっしゃられたことはアメリカが言っていることです。

日本としては受け入れられないということで、これまで全頭検査をしてきたという経緯があります。その中でも岐阜県は、全国的には全頭検査を続けていなくなかった中でも全頭検査を続けているということです。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

20か月齢以下の牛の頭数は、23年度実績で1%程度です。

飛騨牛などの和牛には地域性があり、何か月齢くらいの牛を肉にするかが地域で異なっています。飛騨牛では、20か月齢以下に該当するものは少ないだろうと思います。

全頭検査の国庫補助金が廃止になった。その前には、食品安全委員会から、検査としては意味がないとの知見が示されました。

そのとき、BSE全頭検査はやめようではないかという議論がありました。

その中で、岐阜県が1番最初に全頭検査を継続することを決めたのは、その情報は本当に正しいのだろうかという不安が社会にあったためです。

BSEに関する知識、情報はまだまだ広まっていなかったため、不安だから食べないという動きなどがいっぱいありました。

本当に原因が何であるかということが示されて、ここをこう改善していきます、対策がとられました、だから全頭検査をやめます、と、こういう形であればすっきりするのですが、原因はこれであって、ただ、検査してもわからないから検査をやめましょうというのは若干の不安が残るところがあります。

そういう中で、全頭検査に踏み切ったわけです。それが現在まで続いてきているところです。

現在では、BSEの危険性に関する質問はほとんどありません。

検査の見直しは国レベルで現在進められています。食品安全委員会も検討の最終段階に入っているところです。

食品安全委員会の見解によって、国の方針が正式に決まってきます。検査不要なのは20か月齢なのか、もっと月齢が上がるのか。情勢としては、近いうちに見直しがあると思われれます。

平成25年のはじめには、日本は、OIEが定義するBSEの清浄国になります。清浄国の世界的な定義はないのですが、OIEの定義が一般に認められています。そういった背景も踏まえて見直しが行われるのではないかと思います。

ただし、非定型的なBSEについて疑問が残っているのです。

プリオンという異常なたんぱく質があり、これは主に飼料に含まれ、そうし

た飼料を食べてBSEになるという経路があります。

それだけではないのではないかという情報があります。世界的に見ると、数頭、非定型的なBSEの発生があります。

その辺の情報が収集され、ある程度の対策がとれるということになれば国の見直しも本格的に進んでいくと思います。

われわれもそういう情勢を見ながら、税金の無駄遣いになるのであれば改善していかなければならないので、いろいろなご意見をいただきながら進めてまいりたいと思います。

(前澤会長)

それでは、委員の方から順に意見をいただいて、質問に対する回答は後で事務局からまとめて回答いただきたいと思います。

(河原委員)

ぎふクリーン農業について、がんばってやっているのに認知度が上がらないのは残念だと思います。今までのやり方で進めていっていいのかな、とちょっと疑問に思います。

(羽場委員)

学校給食の野菜使用量の見直しがなされていますが、この原因は何なのでしょう。

子どもたちが学校給食で栄養をとることが非常に重要になっているのです。保護者が家できちんとした食事を作らない。学校給食が頼りなのよ、ということばが子どもたちから聞こえてくるように思います。

数値が年々下がっていくことが非常に残念に思いますので、野菜の摂取が多くなるように努力してほしいと思います。

(齋藤)

食品緊急情報メールについて、わたしは消費生活アドバイザーという立場にいながらこのメールの登録をしていないのですけれども、いただくべき情報、与えられる情報と、自分から取りに行く情報の2種類があると思います。消費者の知識の差はいろいろあると思いますが、このメールの緊急情報はどのレベルの緊急情報なのでしょうか。

もし、絶対に食べてはいけないというような情報であれば、登録している人だけが知ることではまずいと思います。

知っていればいいというようなレベルの情報なのか、気をつけてねというレ

ベルの情報なのか。配信希望者だけを対象にしているのはまずいのではないかと気になりました。

(北瀬委員)

ぎふクリーン農業について、学校給食という場があって、県産野菜の使用量が減っているという話もありましたが、子どもたちにそういう話をレクチャーできたらと思いました。

子どもたちは毎日給食を食べているし、この先、野菜を食べていくし、県内のものを知る勉強もしているのでいいのじゃないかなと思いました。

郷土の歴史を学ぶことがあると思いますが、県産品のことを勉強したり、生産者の話をしたりとかして、これからの子どもたちが勉強することで、給食は大事なのだとか、給食費は払おうとか、全部つながっていくのじゃないかなと思いました。

(林委員)

学校給食で、県産野菜の利用量が減っているということですが、管理栄養士さんがついているとはいえ、栄養的にどうなのかなと思いました。

ぎふクリーン農業について、わたしは、ぎふクリーン農業と書いてあるものから買っています。導入当初はとても高くて。今は、増えてきているし、それで安くなってきているのかもしれませんが。

今ではちょっと高くても安全なものという思いがありますが、今は、ぎふクリーン農業とついているものの方が安価で、手にしやすい。

昨日主人にぎふクリーン農業を知っているか聞いてみたら、知っているよ、農薬減らしているのでしょ、と言ったので、30%前後の認知度というのはわたしにはびっくりです。

ぎふクリーン農業のポップ表示だけではなく、意味合いを書いてはどうか。

スーパーにはポップ表示はありますが、ぎふクリーン農業が何かが分からないのじゃないかなと思います。

消費者は二極化していて、高くてもいいものを買いたい人と、安い方がいいという人がいます。わたしのまわりには高くてもいいものという人も結構います。

農薬を減らしているということを書くと、ちょっと高いのだけど安全には代えられない、放射能問題とかもあるので、子どもはいろんな影響を受けやすいので、少しくらい高くても安全なものを買おう、となるのではないかと。

今クリーン農業は割と安価になっているので、説明をすれば、県民の皆さんに浸透していくのではないかと思います。

(加藤樹夫食品安全推進室長 (生活衛生課))

緊急情報メールの情報がどのレベルかと言いますと、食中毒の発生や、食品の回収に関する情報を、いち早く業者の方にお知らせして、流通の段階で止めていただく、再発防止に努めていただくというものです。消費者の方というよりは、元となる流通の方を押さえようという、そのための情報です。

消費者の方にまずお伝えしなければならないという情報ではありません。

登録いただいている方は事業者の方が多いです。

消費者の方にお知らせする場合は他の方法でお知らせします。記者発表したり、ホームページに載せたり、迅速に広く伝えなければならない情報はこのようにお知らせします。また、店頭で回収情報を表示するという方法もあります。

(松波和哉技術課長補佐 (農産園芸課))

ぎふクリーン農業は、面積としましては1万7千ヘクタール余り、県内の農作物の栽培面積の3分の1にまで広がってきています。生産者側では進んできていると思います。

消費者側については、消費者モニターという、幅広い年齢層の方を対象としたアンケートを行いますと、認知度は30%に止まっています、課題として認識しています。

資料1の7ページを見ていただきたいのですが、農産物については、より消費に近いところ、具体的には店頭など、そういったところでのPRが有効であるということがこれまでのアンケート結果などから分かっています。

ぎふクリーン農業を知ったのはどこですかという質問に対して、店頭で見て知ったという方が多いので、昨年度は雇用創出事業を活用し、PRキャラバン隊というもので、各店頭でPRを行ったり、量販店や直売所にぎふクリーン農業専用のコーナーを設置していただく、そういうところには、ぎふクリーン農業とはどういうものかという説明していただく、こういったことをやっています。

また、消費者の方を対象としました産地見学ツアー、すなわち、クリーン農業がどのような取り組みで生産されているのかということを見に行ってくださいというようなもの、また、PRキャラバン隊の活動の1つとして、保育園や幼稚園を訪問して、クリーン農産物だけでなく、県内産の農作物について、小さなお子さんたちに知っていただくということをやっています。

当然、保育園、幼稚園のお子さんが買い物に行くわけではありませんので、いろんなパンフレットをお配りし、それを家庭に持って帰っていただき、お母さん方にお話ししていただく。そうするとお母さん方が、クリーン農業に関心

を持って、スーパーに行ったときに見てみようかと。こういうことを考えて、保育園等の訪問を行っています。

こういう取り組みは1年やったからすぐ効果が出るというものではないと考えていまして、キャラバン隊の活動は今年度も継続して行っています。

大型スーパーの店頭でもキャンペーンなど行っていますし、秋に行われます農業フェスティバルでもクリーン農業をPRするコーナーを設けて、消費者の方に直接説明するというので、少しでもクリーン農業の認知度を高めるよう取り組みを引き続き継続しているという状況です。

価格に関しては、生産者側としては、高くても安全なものだから買うと言っただけのことでは大変ありがたいのですが、今の消費の状況の中、安全だから高いけど買ってもらえるとはなかなかならないので、価格の面は生産者側には厳しい状況です。

(武山委員)

ぎふクリーン農業とは、始まった最初からのおつきあいで、バロー鏡島店にぎふクリーン農業の特設コーナーをおいてもらって今日まで至るわけですが、スーパーにある程度のコーナーを設けていただいて、高い安いに関わらず、ある程度毎日納めることによって、あ、あそこに行けば安全なものが買える、ということ、辛抱強く、生産者もやることで、今日まで来たのかなと思っています。

岐阜県内の、地元のクリーン農業の生産者の方が、バローさんがここにお見えになっていますが、バローさんでちょっとしたコーナーを設けていただきまして、近くの生産者の方をとり込んでいただけると。

こうした取り組みが根付くには10年かかります。われわれ女性は毎日毎日買い物に行くのですが、行ったときにないのがっかりするのです。売れないからやめる、といわれると。

昔あるスーパーで1年間、コーナーを出してやったところ、スーパー側の都合で断られたことがあります、そのときは消費者側からたずねてみえて、他のスーパーを紹介しました。

バローの鏡島店に、県にクリーン農業のコーナーを設けていただいてこれまでやってきたおかげで根付いていますので、こうした取り組みをスーパーさんでやっていただくと。

スーパーの周囲の生産者を県がスーパーに紹介して、たとえ少しであっても、地元のクリーン農産物を地元のスーパーにおけるのだということになると、生産者はがんばるのですね。

毎日コツコツとしての生産ですので、汗水たらして作った農産物がここに置

けるのだということの喜びが、今の団塊世代の退職者の方は非常に一生懸命やっていただけですので、そういうこともちょっと考えていただくといいかなと思います。

(前澤委員)

先ほど河原委員からも、クリーン農業の進め方はこのままでいいのかという意見がありました。

安全な食品ということで、ぎふクリーン農業は設定されていますけれども、認知度が低いとか、10年以上経過してこういう状況で、そろそろ考え方を変えたらいいのではないかと、という意見だと思いますが、バローさんはどうお考えですか。

(橋本委員)

ぎふクリーン農業については、名前は存じ上げていました。わたしどもの店で売っていることも知っています。

ただ、名前のクリーンというのが、何がクリーンなのか、よく分からない。

同じく、有機農産物も、定義ってなんですかと店の担当者に聞いても、恥ずかしながら答えられない。

これが一般のお客さんに伝わっているのか、理解されているのか。言葉を使うときの定義を、事業者も含めて考えなければいけないなと思っています。

クリーン農業で作られた農産物だとか、有機農産物だとかは、やはり店頭で並べると、場合によっては通常の価格の2倍くらい価格差がつくことがあります。一般の野菜が安いと、2倍以上の価格差がついてしまいます。

そうすると、お客様が本当にこれ買ってくれるのかという問題が現実的に起こりますし、われわれも商売でやっているのだから、売れなくて捨てるしかない商品を置き続けるというのは、やはり営利団体ですので、限界はあります。

有機だとか、クリーン農業といった言葉の説明として、安全だからこれだけの売価がつくのですよ、安全だから高いのですよ、という言い方は、わたしは違うのじゃないかと思えます。

それだけを安全だというのであれば、他の農産物は危険なのか。そういう話になってくると思うのですね。

日本に流通している野菜や食品は、世界一安全だと思っているので、その一部だけをとらえて安全だというのは、説明が足りないのではないかと思えます。

有機農産物は、農薬や化学肥料を使わずに作ったものですよというのは事実だからいいのですが、だからおいしいのですよ、こういうメリットがあるのですよという、別の伝え方をしない限りは、こういうものは続かないのかなと思

っています。

ネーミング、言葉の使い方、その意味合いというものは、われわれ小売店も流通事業者もそうですけれども、きちんとお客様に伝わるようにアピールしないと、特にこういう価格差のつくものについては、非常に難しいかなというふうに思っています。

(前澤委員)

そもそもぎふクリーン農業のクリーンとは、環境にクリーンだということからスタートしまして、これが、農薬を30%減らしているということで、安全だというように変わっていったわけです。

ぎふクリーン農業は、この10年間で面積がかなり増えました。

逆に、認知度をそれほど求める必要があるのかという、こういうところに来ているのではないか。だいたいこのあたりが認知度のピークかなと思います。

ぎふクリーンのそのものの意義は環境にやさしいこと。使用農薬を30%減らしているわけですから、そういった存在意義がある。

この今の計画は25年度まで続けていってほしいけれども、そろそろ、食の安全ということでのぎふクリーン農産物の位置づけというのは、だいたいピークに来たのかなという気がします。

この話はだいぶ前から言われているのです。認知度の問題は農政部の人も四苦八苦しているのです。でも、これが限界なのです。でも、もっともっと上げよと言ったりしている。

バローさんも言われたように、売れなかったら説明したって仕方がない。全部廃棄になってはこれほどもったいないことはない。

ぎふクリーンは進めていくべきなのですからけれども、認知度を求めるというところが、マックスに達しているのかなと、そういう捉え方もできる。

税金との費用対効果という話も出てくる。そのあたりも考える時期に来ているのかなと思います。この話、10年前から続いているので、そろそろという気はします。

(武山委員)

放射能について、県は食品の測定はしていますが、環境の放射能の測定はしているのでしょうか。

(居波慶春技術課長補佐(環境管理課))

わたしどもの課では環境中の放射線のモニタリングを担当しています。

去年の事故が起きた時は、各務原市の1か所で空間放射線量を測定しており、

これが岐阜県の定点の測定場所でした。1箇所だけでいいのかという意見もあり、福島の影響だけでなく、近隣の原発にもし何かあった場合になどといった観点から、昨年10月には県内に3基、高山市と多治見市と揖斐川町に増やし、各務原市と同様、リアルタイムでホームページで公開するという体制をとりました。

その後、国の方針で岐阜県に6基追加され、現在は県内10か所のモニタリングポストで県内の空間放射線量を測定しています。設置場所については県内5圏域に各2か所ずつあります。このように、事故前の10倍に体制を強化しています。

現在は、1時間ごとに更新したデータをホームページで公開しています。現在のところ、問題のあるデータは出ていないと考えています。

(高木副会長)

学校給食での県内産野菜の消費のことですが、目標値を減らすという話ですので確認をしておきたいのですが、子どもの数が減って、全体的に野菜の利用量が減ってきているのか、そこはそんなに変わらないのに県内産の野菜の利用が減ってきているのか、その辺の説明をしていただかないと、理由によっては認められないと思うのですね。

岐阜県民はそんなに野菜を食べる県民ではないのです。全国的に見ますと20何番に少ない県になっています。岐阜県は農業と林業の県だと思っていました。

全国的にも野菜の消費を高めようということで、旬の野菜だとか、キッズキッチンなども取り組んでいるのですが、単に数値的な理由だけで目標を下げていくということではなく、もうちょっと積極的にどう取り組めるかという、そういう前向きな議論に進めていくために、理由をお聞かせ願いたい。

(小枝剛技術主査(農産物流通課))

学校給食における県内産野菜の利用量ですが、基本計画作成時における平成23年度の間目標値は1,000トンとなっています。

この数値をどう算出したかですが、まず、「学校給食における生徒1人当たりの野菜使用量」に平成14年度の実績値である「約25キログラム」という数値を用い、これに平成23年度の児童生徒数の推計値をかけ、学校給食における野菜の総使用量を約4,500トンと見積もりました。

次に、県内産野菜の使用割合は、平成14年度は約14%でしたが、これを平成23年度には約22%に向上させることとし、先に見積もった学校給食における野菜の総使用量約4,500トンの約22%にあたる1,000トンの中

間目標値としました。

県内産野菜の使用割合は、平成23年度は約22%と、学校給食関係者の方々のご尽力により、目標を達成できました。

しかし、平成23年度の学校給食における野菜の総使用量は4,250トンと、想定の4,500トンを下回り、それに伴って中間目標値は下回った次第です。

総使用量減少の原因は、23年度の生徒1人当たりの野菜使用量が約23.7キログラムに減少していたことによるものです。これについては計画策定時に想定していませんでした。

このため、最終目標値について見直すにあたり、1人当たりの野菜使用量をこれ以上は下げないという思いから約23.7キログラムとし、これに平成25年度の児童・生徒数の推計値を掛けて、野菜の総使用量は約4,100トンと見積もりました。

これに、基本計画作成時に目標設定した平成25年度の県内産野菜の使用割合27.5%をかけ、最終目標値を1,100トンと、1,200トンから下方修正しました。

次に、学校給食とクリーン農業のかかわりについてご説明させていただきたいと思います。

地産地消の推進ということで、補助事業を平成3年度から、玄米を皮切りに、徐々に品目を拡大して継続しています。現在は、学校給食地産地消推進事業という名前で行っています。

現在は、玄米、小麦粉、米粉、大豆、キノコ、野菜などを助成対象としています。

なお、野菜では、ぎふクリーン農産物と、地元産農産物、そして飛騨美濃伝統野菜が助成対象となっています。

事業の中に食育への取り組みという観点も取り入れていまして、県産品や農家の方とのふれあいに取り組んでいただいています。

このように、学校給食の中でぎふクリーン農産物を児童・生徒さんに食べていただき、紹介もしていただいているところです。

最後に、学校給食における青果物使用量の減少が栄養学的にどうなのかという意見がありました。栄養学は専門外ですが、栄養士の皆様とお話していますと、学校給食は児童・生徒の情操教育に非常に重要ということで、皆様がんばって取り組んでいらっしゃいます。取り組みに期待していただければと思います。

(松岡委員)

わたしはこういう協議会を今年は20も受け持っていますが、これほど活発

な協議会をはじめで、ちょっと驚いています。やはり食というものは生活の原点であり、安全性に対する消費者の方の関心は強いのだなということを思いました。

わたしの個人的な主観ですが、県が予算の関係で広報をなくしたために、広報手段が限られてしまっている。クリーン農業や、学校給食などの広報手段が減っていることも事実です。

関心の高い人は情報をとりに行くという努力もされるので、インターネットで情報提供するとともに、それをさらに双方向で発信していくフェイスブックやツイッターなどをもっともっと戦略的に県として行う必要があるのではないかなと思いました。

先ほど前澤先生がクリーン農業の認知度には限界があるのではというお話をされましたが、クリーン農業以外にも、県民の方に知ってほしいこと、また意見をいただきたいことがあると思います。

モニターの話も出ていましたが、これだけ携帯電話やパソコンが発達しており、一般消費者や県民から情報収集をする方法はもっとあるはずですから、計画の中間見直しに、広報とか情報収集の部分を加えていただくことは必要かなと思いました。これはわたし個人の意見として伝えておきます。

(前澤委員)

ありがとうございました。次に、議題5、協議会の2年間の活動計画(案)について事務局から説明をお願いします。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

資料5を使って、委員の方々の任期2年間についての協議会の活動計画(案)について説明いたします。

この協議会の協議事項は、お手元の資料 設置要綱第2条にありますとおり、

- ・県内に流通する食品の安全確保に関する事項
- ・消費者が安心して購入できる食品の表示に関する事項

の2つであります。

平成25年度には現在の第2期食品安全行動計画が終期を迎えるため、来年度中には第3期5ヶ年計画を策定して平成26年度から新たな視点で取り組みを始めることとなります。

委員の皆様には、ぜひ、2年間、わたしどもとともに、新たな食品安全行動基本計画の策定に加わっていただき、皆様のご意見を反映していきたいと考えています。

スケジュール的には、今年度中に計画の骨子を作成し、来年度中に完成する

こと考えています。並行して、3期内容の特徴的キーワードとして「コラボレーション」の検討をしていきたいと考えています。

骨子のイメージは、内容の箇条書きレベルのものを考えています。

ここに何を盛り込むか、どういう視点を取り入れるかで、計画の内容が決まってくる場所がありますので、今年度は計画作成にとって非常に重要といえます。

そして、来年度は、具体的な事業をまとめていくこととなります。

委員の皆様の中には、JAをはじめとする団体に所属されている方もいらっしゃいます。そうした皆様の団体と県とのコラボレーションによって、互いに活動や事業の質などを高める取り組みを計画に書き込めないかな、ということを目指しています。そのためには、今年度からその内容を練っていく必要があります。

コラボレーションの重要性は、この協議会においても、これまでも、多くの委員から指摘されてきたところでもあります。

県としましても、県は厳しい財政状況が続いており、「予算と職員を使って事業を行う」というこれまでのスタイルの踏襲から、さらに向上していく工夫が必要な時期が来ています。

もちろん、すでにこれまでも、いろいろな形でのコラボレーションはある意味実現しているわけです。

例えば、食品の安全ニュースでぎふクリーン農業を紹介したり、消費生活のイベントに食品ジュニアクイズ大会を組み込んだりしてきました。

「コラボレーション」に焦点を合わせて、既存事業を見直し、あるいは新規事業を生み出し、または、もっとゆるい形など、新たなコラボレーションのスタイルをこの協議会で工夫することができたら、と思っています。

ちなみに、計画策定の動きとしては、協議会の議論と並行して進んでいき、平成26年1、2月にかけてパブリックコメントを行い、完成させていく予定としています。

(前澤会長)

ありがとうございました。協議会の今後の予定を説明していただきました。

資料4は第2期の計画です。この3期の計画を作ることを目標に進んでいきたい。皆様のご意見を県の食品安全行政に反映させるには、この計画の中に皆様の意見が盛り込まれ、それが実行されていくということが一番いいことです。

この計画は、県の食品安全行政のルール、マニフェスト、そういうものです。これから、県は、皆様の意見を聞きながらこの計画を作成していく。

この協議会の趣旨をご理解いただいて、日ごろ皆さんが県に対して疑問に思っていることを協議会の場で聞かれることも結構なのですけれども、1番のメインの目的は、県の計画案に意見をはさむことです。県の計画に意見を言うことができ、それをなんとか実現させていくという。

次回、10月には、第3期の計画について議論していくということになります。みなさま活発にご意見を言っていただき、また、県と一緒に計画を作っていくという気持ちになっていただければ大変ありがたいと思います。

では、資料5のスケジュールに沿って今後進めていっていいでしょうか。

(はい、の声)

ありがとうございます。では、このスケジュールに沿って進めてまいりたいと思います。

では、事務局からは次回、第3期岐阜県食品安全行動基本計画の骨子案を示していただけたと思っています。

他に何かございますか。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

最後に、生活衛生課の取り組みの宣伝となりますが、チラシをご覧ください。

1つは食品安全セミナーで、これは生産現場をしたりしながら、楽しく食品安全について学ぶというものです。

申し込みの方は本日受付開始のところ、電話、メール、ファックスがたくさんきまして、すでに満員であります。このようなことは初めてで驚いています。11月にもう1回行う予定ですのでその際には何らかの形でご案内させていただきたいと思います。

もう1つは食品安全の出前講座、施設見学のチラシです。これは常時募集していますので、知識の向上とともに、意見交換も行っていますので、何かの機会にお申し込みをお願いしたいと思います。

(前澤会長)

ほかに何か質問はありますか。

では、これで第1回の岐阜県食品安全対策協議会を終了したいと思います。

(野池真奈美技術課長補佐(生活衛生課))

委員の皆様、ありがとうございました。

第2回協議会については、10月下旬の開催を目途にご案内申し上げますのでよろしく申し上げます。

それでは、お気をつけてお帰りください。